資料１

平成26年度上半期事業結果報告について

平 成 ２６ 年 １２ 月 ３ 日

全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ

事 業 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト（平成26年4月～9月）

支 部 事 業 計 画	グループ･チーム事業計画				
項　　目	上期　活動計画	目標数値	事業実施状況	評価	改善点
＜企画総務グループ＞					
1　地方自治体等との協定など連携推進	1 主な自治体との健康づくり包括協定締結を行う。	随時	1　4/11宮崎市との健康づくり包括協定締結を行った。	3	（今後の計画） 1　延岡市、宮崎県、看護大との包括協定締結を実施していく
2　宮崎市と宮崎県スポーツ振興課との連携	2 協会企画ｲﾍﾞﾝﾄ開催、市･県の健康づくりｲﾍﾞﾝﾄへ出展をしPR、運動や禁煙などｲﾍﾞﾝﾄに応じた内容を企画実施する。	8月、9月 10月以降4回	2　･8/10健康パーク（宮崎市）出展ヘルスジャッジ（PC）血圧測定、健康相談、糖分クイズ、カード作り（子供向け）を行い500名以上の方が来場された。 ･9/27協会企画健康づくりｲﾍﾞﾝﾄ（フィットネスとコラボ企画）実施。36名の方が参加（申込51名）ピラティス･エアロ･ジムトレーニング体験をしていただいた。	3	2　･10/26県ｴﾝｼﾞｮｲｽﾎﾟｰﾂﾌｪｽﾃｨﾊﾞﾙ ･10/28教育ﾌｪｽﾃｨﾊﾞﾙ ･11/6県産業安全衛生大会 ･11/30みんながｽﾎﾟｰﾂ1130の日 へ出展し協会PR、健康相談などを行う
3　ジェネリック医薬品使用促進	3 ･軽減額通知サービス実施（実施･結果について媒体を使用した広報） ･お願いシール配布 ･県安心使用促進協議会参加 ･3師会への軽減額通知ｻｰﾋﾞｽの情報提供	目標数値　数量ベース38.5% 随時広報、毎月シール配布、情報提供9月	3　･26.9月に1回目の17000強の軽減額通知を実施。 ･26.7月数量ベースで37.3%（全国11位）達成。 ･広報誌、メルマガに通知事業を掲載。 ･名刺裏面利用し広報。 ･保険証発送時にシール同封。新規適用事業所へのポスター、チラシ、　シール配布。 ･7/11県ｼﾞｪﾈﾘｯｸ医薬品安心使用促進協議会参加し情報提供。 ･9月3師会に対し郵送にて軽減額通知に関わる内容にて情報提供を行った。（県薬剤師会へは持参し説明）	3	3　2月送付予定の2回目の軽減額通知書。それに係る広報、毎月の新規適用事業所へのシール配布等継続し行っていく。
＜保健グループ＞					
≪特記施策≫ 1. 健診（生活習慣病･事業者健診･特定健診） 特定保健指導	1. ①被保険者の生活習慣病予防健診、事業者健診データ取得、被扶養者の特定健診の受診率向上に向けた働きかけを行う。 1. ②特定保健指導の実施率を維持するために、支部直営、外部委託による特定保健指導を実施する。	1 ○被保険者健診 ･生活習慣病予防健診 実施率　57.7% ･事業者健診 取得率　4.6% ○被扶養者特定健診 実施率　18.6% ○特定保健指導 実施率　33.9% （協会直営29.6%） （委託4.3%）	1. 昨年同時期と比較しての実施率状況 ＊　生活習慣病予防健診　　＋318名 ＊　事業者健診データ授受　－520名 ＊　特定健診　　＋190名 ＊　特定保健指導 ・　初回面談数　　直営　－125名　　委託　＋74名 ・　半年評価数　　直営　－608名　　委託　＋98名	3	（改善点および今後の計画） 1　1健診保健指導の実施率の拡大に向けて被保険者の生活習慣病予防健診、事業者健診データ取得、被扶養者特定健診、特定保健指導を行う。
2. データヘルス計画策定	2.データヘルス計画を策定する。	2. 10月概要策定	2. 企画Gと合同のプロジェクトチームを発足し、データヘルス計画を策定	3	2　27年度のデータヘルス計画実施に向けた具体策の検討等を行う。
3. 受診勧奨事業	3. 宮崎市CKD連携システムに係る受診勧奨を行う。	3. 実施	3. 宮崎市CKD連携システムの紹介基準を満たす健診受診者（宮崎市在住）へ受診勧奨文書を8月より送付開始 10月末までに232通送付。	3	3　CKDに係る受診勧奨の継続
4. その他の保健事業	4. 県スポーツ振興課と連携した運動を推進する。	4. ひと月10事業所	4. 県スポーツ振興課と連携を取りながら、集団学習の場で1130体操の紹介を行ったり、企画保健で連携し、運動推進事業所の募集チラシやステッカーを作成し、推進を開始した。	3	4　県スポーツ振興課と連携を取りながら、運動推進事業所の数を増やす。

事 業 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト（平成26年4月～9月）

支 部 事 業 計 画	グループ･チーム事業計画				
項　　目	上期　活動計画	目標数値	事業実施状況	評価	改善点
＜レセプトグループ＞					
1. 資格･外傷･内容点検の実施 2. 協会システムを活用した効果的なレセプト点検の徹底 3. 支払基金との協議を実施	1、2 【資格】 （1）資格喪失後受診等の疑いのあるレセプトについて、医療機関照会を実施、再審査請求及び、加入者への返還措置を実施する。 【外傷】 （1）外傷レセプトについて負傷原因照会、傷病届照会を実施。 （2）第三者行為、業務上･通勤災害疑いに対し調査を行い求償、再審査請求または加入者への返還措置を実施する。 【内容】 （1）行動計画に基づき施策を実施。 （2）施策の実施状況、結果、達成状況を確認し効果向上に向けた改善案を検討する。 3.支払基金との協議を実施する。	毎月 毎月 毎月 査定金額目標 60,000,000円 毎月	【資格】 ･　医療機関照会　3,938件 再審査請求　9,424件 返納金　516件　7,601,367円 【外傷】 負傷原因照会　885件 傷病届照会　210件 再審査請求（労災）　48件 求償実施　176件　47,968,311円 【内容】 自動点検強化を踏まえた点検体制の見直しを実施 点検員主体の自動点検マスタメンテナンス検討、実施 事例検討会、ミーティングの実施 診療報酬改定の研修実施 ［実施結果　27,965,040円］ 毎月、支払基金と協議を実施	3 3 3 3	
＜業務グループ＞					
（1）サービス向上のための取組	（1）給付申請書の受付日から支払日までの期間をサービススタンダード定め9営業日以内での支払いを実施。	達成率 100%	･日々の進捗管理を実施し、達成率100%を達成。 ･再受付分は、9営業日以内での早期支給を開始。	3	
（2）柔道整復施術療養費の照会業務の強化	（2）多部位、頻回受診者及び柔道整復施術療養費審査会で疑義の出た施術所の受診者に対し、患者照会を実施。	100件／月	･毎月の照会で重複照会とならないよう対象者を抽出し、文書送付。 ･回答結果により、疑義のある請求書は施術者に返戻を実施。	3	
（3）傷病手当金･出産手当金不正請求の防止	（3）給付申請書に対し、適正な給付に努める	立入検査 11件／年	･審査時に必要性があるものは、医師照会、日常生活照会を実施。 ･日本年金機構へ年金情報照会を実施し、確実な年金調整を実施。 ･疑義のある申請書に関して、審査委員会を設置し、内容検討を開始。 ･申請者が勤務しているとの情報提供により、事業所への立入検査を9月に1件実施。	3	
（4）積極的な債権管理回収業務の推進	（4）資格喪失後受診などの発生債権について、新規発生分を中心に計画的に債権回収に努める。	電話催告 100件／月 訪問催告 20件／月 法的対応 20件／年	･債権回収計画に基づき、電話催告･訪問催告を実施。 ･毎月、債権対策会議を実施し、実施状況を報告のうえ今後の対応策を検討。 ･最終催告状を6月に13件送付。 ･法的対応（支払督促）を7件実施。	3	

平成26年度事業計画について（宮崎支部）

全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ

事業計画（宮崎支部）新旧対照表

項　　目	実　施　内　容　等（平成２６年度案）	実　施　内　容　等（平成２５年度）
１．保険運営の企画	○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ・「保険者機能強化アクションプラン（第２期）」に基づき、地域の医療費、健診データ等を分析するとともに、政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って、分析に基づく加入者の健康保持増進のための事業計画「データヘルス計画（仮称）」を作成し、地域の実情に応じて、保険者機能強化アクションプラン（第２期）に記載した以下の事項について更なる充実・強化を図る。 医療に関する情報の収集と分析 医療に関する情報の加入者・事業主への提供 都道府県など関係方面への積極的な発信 他の保険者との連携や共同事業の実施 保健事業の効果的な推進 ジェネリック医薬品の使用促進 ・「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」において、平成２７年通常国会に協会けんぽの国庫補助率の見直し、全面総報酬割導入等を内容とする医療保険制度改革法案の提出を目指すとされていることから、協会けんぽの財政基盤強化、安定化の実現に向け、加入者、事業主、関係団体、メディア等へ協会の主張を強力に発信する。 ○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ・レセプト点検、ジェネリック医薬品の使用促進、現金給付の審査強化等の医療費適正化対策をさらに推進する。特に、現金給付の審査強化については、事業主に対する立入調査権を積極的に活用し、審査の強化を図る。 ○ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・軽減額通知サービスを行い、その効果を分析・発信する。 ・ホームページ、メールマガジン、広報誌（以下「広報媒体」）、メディアを活用し加入者への周知を図る。 ・封筒裏面を利用した広報の継続に加え、名刺裏面での広報を行う。 ・新規加入者をメインに「お願いシール」を配布する。 ・県安心使用促進協議会へ参加し、意見発信・情報提供を行うとともに、県・他の保険者との共同で使用促進策を検討・実施する。 ・医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を継続していく。 ○調査研究の推進等	○保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進 ・「保険者機能強化アクションプラン（第２期）」に基づき、保険者としての機能を強化し、その機能を十分に発揮していくため、以下のような取組みを総合的に推進し、保険者機能強化アクションプラン（第２期）に記載した事項の具体化を図る。 医療に関する情報の収集と分析 医療に関する情報の加入者・事業主への提供 都道府県など関係方面への積極的な発信 他の保険者との連携や共同事業の実施 保健事業の効果的な推進 ジェネリック医薬品の使用促進 ○地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策 ・医療費適正化のための総合的な取組みを実施する。特に支部の実情を踏まえ、「債権の発生抑制・早期回収対策」を重要施策として取り組む。 ○ジェネリック医薬品の更なる使用促進 ・軽減額通知サービスを行い、その効果を分析・発信する。 ・ホームページ、メールマガジン、広報誌（以下「広報媒体」）、メディアを活用し加入者への周知を図る。 ・新規加入者をメインに「お願いシール」を配布する。 ・県安心使用促進協議会へ参加し、意見発信・情報提供を行うとともに、県・他の保険者との共同で使用促進策を検討・実施する。 ・医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を継続していく。 ○調査研究の推進等

	・保険者機能強化アクションプラン（第２期）に沿って、本部から提供される情報の分析・レーダーチャート等の作成を行い、広報媒体による加入者への情報提供や県など関係機関への情報提供を行う。 ・健診システムやレセプトシステムから抽出・分析したデータを、保健指導や受診勧奨に活用する。 ・調査分析担当者のスキルアップと他支部との情報交換のため、九州ブロック会議の開催や先進支部視察を提案・計画する。 ○広報の推進 ・事業所のニーズにあわせた、健康保険制度や健康づくり等の出前出張講座を実施する。 ・前年度のアンケート調査結果を踏まえ広報計画を策定し、広報媒体により加入者等へ情報の提供を行うとともに、様々な機会を通してアンケート調査を実施し、創意工夫を活かしわかりやすい広報に努める。 ・支部独自の広報誌「協会けんぽみやざき」を引き続き発行する。 ・社会保険協会発行の広報誌や地方新聞誌の定例コーナーに原稿を提供する。 ・救急医療機関の適切な利用や小児救急医療電話相談事業の周知のため広報媒体で広く啓発する。また、小児救急医療電話相談事業については、県・県医師会作成のチラシ等も利用して啓発する。 ・新規適用事業所や健康保険委員に対し、健康保険制度や保健事業を掲載した冊子を作成し配布する。 ・定期的にプレスリリースを行い、メディアを通じた情報発信に努める。 ・日本年金機構主催の算定基礎届説明会、社会保険委員大会（研修会）や社会保険協会主催の講習会において、制度内容や健康づくりに関する情報を提供する。 ○的確な財政運営 ・「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」において、平成２７年通常国会に協会けんぽの国庫補助率の見直し、全面総報酬割導入等を内容とする医療保険制度改革法案の提出を目指すとされていることから、協会けんぽの財政基盤強化、安定化の実現に向け、加入者、事業主、関係団体、メディア等へ協会の主張を強力に発信する。 ・保険者協議会、地域職域連携推進協議会（部会）、医療費適正化計画策定検討委員会等各種協議会に参加し、保険者としての意見を積極的に発信する。 ・広報媒体により情報を発信する。	・保険者機能強化アクションプラン（第２期）に沿って、本部から提供される情報の分析・レーダーチャート等の作成を行い、広報媒体による加入者への情報提供や県など関係機関への情報提供を行う。 ・健診システムやレセプトシステムから抽出・分析したデータを、保健指導や受診勧奨に活用する。 ○広報の推進 ・前年度のアンケート調査結果を踏まえ広報計画を策定し、広報媒体により加入者等へ情報の提供を行うとともに、様々な機会を通してアンケート調査を実施し、創意工夫を活かしわかりやすい広報に努める。 ・社会保険協会発行の広報誌や地方新聞誌の定例コーナーに原稿を提供する。 ・新規適用事業所や健康保険委員に対し、健康保険制度や保健事業を掲載した冊子を作成し配布する。 ・定期的にプレスリリースを行い、メディアを通じた情報発信に努める。 ・社会保険委員大会（研修会）において、制度内容や健康づくりに関する情報を提供する。 ○的確な財政運営 ・中長期的に極めて厳しい協会けんぽの財政状況について、他の被用者保険との保険料率の格差・高齢者医療の公平かつ適正な負担の在り方・協会けんぽの財政基盤強化のための見直しなど、引き続き県選出国会議員、メディア、関係団体へ発信する。 ・保険者協議会、地域職域連携推進協議会（部会）、医療費適正化計画策定検討委員会等各種協議会に参加し、保険者としての意見を積極的に発信する。 ・広報媒体により情報を発信する。 ・日本年金機構との連絡調整会議を開催し、情報交換により連携強化を図る。	

	・日本年金機構との連絡調整会議を開催し、情報交換により連携強化を図る。		
２．健康保険給付等	○サービス向上のための取組 ・お客様のご意見や苦情等を適切に把握し、現場にフィードバックすることによりサービスの改善や向上を図る。 ・健康保険給付について、申請書の受付から振込日までの期間をサービススタンダードとして定め、進捗管理を徹底し９営業日以内での支払いを着実に実施する。 ・教育研修の実施等を通じて、加入者本位の理念について職員への一層の徹底と職員のスキルアップを図るとともに、お客様に対する接遇及びマナーの向上を図るなどお客様の満足度を高める。 ・健康保険制度及び各種手続きに関する広報について、お客様から見てわかりやすいものを作成し周知する。 ○高額療養費制度の周知 ・制度改正が実施された場合は、本部通知に基づき制度改正の内容を十分に周知広報するとともに円滑な実施を行う。 ・高額療養費未申請者に対し、ターンアラウンド方式による申請手続きを勧奨するサービスを実施する。 ・限度額適用認定申請書等の配置に協力いただいている９４医療機関に引き続き協力いただくとともに、限度額適用認定証の周知を図っていく。 ○窓口サービスの展開 ・各種申請書の受付や相談等の窓口として、支部窓口及び年金事務所窓口へ常駐の契約職員を配置することによりサービスを提供する。 ・各種申請書郵送化の進捗状況や各窓口の利用状況を踏まえ、サービスの低下とならないよう配慮しつつ、日本年金機構との協議をふま	○医療費適正化の総合対策の実施（債権の発生抑制及び早期回収対策） ・資格喪失後受診防止のため、保険医療機関窓口に周知用パンフレットを設置する。 ・広報媒体や健康保険委員の研修会等を通じて、保険証回収や受診防止について注意喚起を行う。 ・日本年金機構との連携を図りつつ、保険証回収を強化する。 ・発生した債権については早期回収に努め、催告状の送付や電話等による督促を行うとともに、訴訟等法手続きを実施するなど債権回収の強化を図る。 ・支部全体としての対策会議を実施する。 【債権回収率の目標】：返納金債権　40.00%以上、損害賠償金債権　85.00%以上 ○サービス向上のための取り組み ・お客様の意見やニーズを適切に把握し、サービス向上に努める。 ・サービススタンダードを適切に管理し、着実に実施する。 ・接遇、マナーの向上を図り、お客様の満足度を高める。 ・制度及び手続きに関する広報について、加入者・事業主から見てわかりやすいものを作成し周知する。	

	え支部窓口の充実並びに年金事務所窓口体制の見直しを行う。 ○被扶養者資格の再確認 ・無資格受診の防止並びに高齢者医療に係る拠出金等を適正なものとするため、本部通知に基づき日本年金機構と連携のもと、事業主の協力を得つつ的確に実施する。 ○柔道整復施術療養費の照会業務の強化 ・施術内容について、他部位・頻回受診者にかかわらず柔整審査会で疑義の多い施術所での受診者等も含め患者照会を実施し、回答の結果で請求内容が疑わしいものについては、施術者に対し照会または申請書の返戻を実施する。 ・適正な申請の促進を図るため、患者照会の際はチラシを同封し、柔道整復施術療養費について正しい知識を普及させるための広報を行い、適正受診の促進を図る。 ・不正受給等が疑われる施術所の情報については、積極的に厚生支局に情報提供を実施する。 ○傷病手当金・出産手当金の不正請求の防止 ・申請者及び医師等への文書照会や審査医師の積極的な活用により適正な給付に努める。 ・不正請求の疑いがある申請書を対処するため、疑義が生じた保険給付の請求に対しては、「保険給付適正化プロジェクトチーム」を活用し効果的な審査・調査を実施する。 ・資格取得や標準報酬に疑義がある申請に関しては、日本年金機構との連携により事業所調査を実施し保険給付の適正化に努める。 ○資格喪失後受診等による債権の発生防止のための被保険者証の回収強化 ・健康保険証を送付する際に、退職時の保険証返納や適正受診に関する内容を記載したカードを同封する。 ・広報媒体や社会保険協会主催の講習会での周知や、健康保険委員研修会（社会保険委員大会）や新規適用事業所へのチラシの配布による周知、及び保険医療機関窓口への周知用チラシの設置などにより、事業主や加入者に対し資格喪失時の健康保険証の早期返納や受診防止について注意を図り債権発生の抑制に努める。 ・資格喪失時や扶養解除時等における保険証回収について、日本年金機構との連携を図りつつ、文書催告、電話催告等により回収強化を図る。 ○積極的な債権管理回収業務の推進 ・債権回収業務を適正に進めるため、支部長を含めた債権管理対策会	○被扶養者資格の再確認 ・無資格受診防止や高齢者医療費に係る拠出金等を適正なものとするため、日本年金機構との連携のもと、事業主の協力を得て、的確に実施する。 ○柔道整復施術療養費の審査、照会業務の強化 ・多部位・頻回（３部位かつ１５日以上）の申請については、加入者に対する文書照会を実施するとともに、適正受診の普及のためのパンフレットを同封する。 ○傷病手当金、出産手当金等に係る適正な給付業務の推進 ・不正請求疑いのある申請については、保険給付適正化プロジェクトチームを活用し効果的な調査方法を取り入れ対応する。 ・適正な申請の促進を図るため、加入者・事業主へ周知する。 ・審査医師の積極的な活用や加入者及び医師等への文書による照会をはじめ、必要に応じ日本年金機構と連携した取り組みにより、さらなる医療費適正化に努める。	

	議を毎月開催し業務の推進を図る。 ・発生した債権については、早期回収に努め、文書催告、電話催告や訪問による催告を実施する。 ・強化月間を設け、全職員で債権回収に努める。 ・悪質な債務者等については、計画的に訴訟等の法的手続きを実施し債権回収に努める。 ○効果的なレセプト点検の推進 ・資格・外傷・内容点検の実施。 ・協会システムを活用した効果的なレセプト点検を徹底する。 ・査定事例の共有化、研修等を実施し、点検スキルの向上を図る。 【目標】被保険者１人あたりの点検効果額 内容点検　（年間）　1,048 円以上 査定効果額　（年間）　272 円以上 ・定期的に支払基金と協議を実施する。 ○健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大 ・健康保険委員に対し、メールマガジン（健康保険委員用）及びチラシ（同）により定期的に情報提供を行う。 ・健康保険委員の声を聞く取組みとして、メールマガジンを利用したアンケート調査を実施する。 ・健康保険制度の周知や健康づくり事業に対する理解を深めていただくことを目的に、各地区社会保険委員会、日本年金機構と連携し研修会等を開催する。 ・健康保険委員表彰を実施し、研修会において伝達するとともに、インタビュー記事をホームページ等で紹介する。 ・各地区社会保険委員会、日本年金機構との連携により、健康保険委員の委嘱拡大を図る。	○レセプト点検の効果的な推進 ・協会システムを活用した効果的なレセプト点検を推進する。（査定事例の共有化、研修等の充実） 【目標】被保険者１人当たりの点検効果額（年間） 資格点検　2,252 円以上、外傷点検　414 円以上、 内容点検　1,110 円以上 再審査請求件数　23,520 件以上、容認率　60%以上 ○健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大 ・健康保険委員からメールアドレスを提供してもらい、直接意見を聞く取組みや情報を迅速に提供する取組みを実施する。 ・制度の周知や健康保険事業に対する理解を深めていただくことを目的に、各地区社会保険委員会、日本年金機構と連携し研修会等を開催する。 ・健康保険委員表彰を実施し、研修会等において伝達する。 ・各地区社会保険委員会、日本年金機構との連携を図り、健康保険委員の委嘱拡大を図る。	
３．保健事業	(1)健診 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：129,124 人） ・生活習慣病予防健診　実施率：57.7%（実施見込者数：74,505 人） ・事業者健診データ　取得率：4.6%（取得見込者数：6,000 人） ○被扶養者（受診対象者数：40,152 人） ・特定健康診査　実施率：18.6%（実施見込者数：7,468 人） (2)保健指導 ○被保険者（実施対象者数：17,630 人） ・特定保健指導　実施率：33.8%（実施見込者数：5,969 人） （内訳）　協会保健師実施分　29.6%（実施見込者数：5,219 人）	(1)健診 ○被保険者（40 歳以上）（受診対象者数：126,275 人） ・生活習慣病予防健診　実施率：52.0%（実施見込者数：65,663 人） ・事業者健診データ　取得率：4.8%（取得見込者数：6,000 人） ○被扶養者（受診対象者数：39,957 人） ・特定健康診査　実施率：18.0%（実施見込者数：7,192 人） (2)保健指導 ○被保険者（実施対象者数：14,250 人） ・特定保健指導　実施率：33.3%（実施見込者数：4,744 人） （内訳）　協会保健師実施分　28.3%（実施見込者数：4,031 人）	

	アウトソーシング分　4.3%（実施見込者数：　750 人） ○被扶養者（実施対象者数：694 人） ・特定保健指導　実施率：5.8%（実施見込者数：40 人）	アウトソーシング分　5%（実施見込者数：　713 人） ○被扶養者（実施対象者数：755 人） ・特定保健指導　実施率：5.0%（実施見込者数：38 人）	
	(3)その他の保健事業 ○保健事業のテーマを「運動」とし、企画総務・保健グループ合同プロジェクト「広がれいい運Ｄｏけんぽの輪」において、宮崎県の１１３０県民運動を活用し、「事業所まるごとお任せ隊」も含めた健康づくり事業を企画・実施していく。 ○職場での運動の実践の勧奨と実施事業所へのステッカー配布 ○加入者向けの健康イベントを開催し、健康づくりの啓発を行う。 ○事業所の人事・総務担当者や管理者向けのメンタルヘルス研修について、関係団体との共同開催等を目指す。 ○県薬剤師会主催の「薬と健康フォーラム」に参加し、健康保険制度や健康についての相談ブースを設置し、健康づくり等の啓発を図る。 ○「ピンクリボン活動みやざき」に賛同し、協賛企業団体として乳がん検診の普及に努めるとともに、各種イベントに参加し活動を支援する。	(3)その他の保健事業 ○事業所単位で健診結果データやレセプトデータを分析し、事業所のニーズ・体制に応じた健康づくりプランを提供する「事業所健康まるごとお任せ隊」（事業所の健康づくりアプローチ）を実施する。 ○加入者向けの健康イベントを開催し、健康づくりの啓発を行う。 ○事業所の人事・総務担当者や管理者向けに、メンタルヘルスに関する講演会を開催し、職場における健康づくりや医療費抑制を図る。	
	(4)受診勧奨対策 ○被扶養者の特定健診の受診環境の改善 <市町村がん検診との同時実施（国保特定健診との同時実施）協会単独集団健診の計画実施・協会単独集団健診と市町村のがん検診の同時実施等> ○各種イベントに協同参加し、受診勧奨 ○新規適用事業所への受診勧奨・職場の健康管理促進パンフ作成 ○特定保健指導につなげるために、事業所、健診機関からの事業者健診データ授受を推進する。 ○特定保健指導を支部直営、外部委託のバランスを考慮し、実施率の維持を目指す。 ○ＰＤＣＡを回す支部直営保健指導で、実施率の維持、受診者の満足度の上昇、保健指導の質の向上を目指す。 ○健診受診率、保健指導実施率向上のための健診案内、保健指導案内パンフレットを作成する。 ○事業所健康診断（事業所カルテ）を活用し、健診及び保健指導について事業主に積極的に働きかける。 ○平成２６～２７年度については、保険者協議会における代表保険者として、集合契約の締結や保険者間の調整等を行い、健診事業等の	(4)受診勧奨対策 ○県内各地で特定健診集団健診を実施し、対象者の受診の機会拡大を図る。 ○特定健診未受診者にダイレクトメールを送付し受診勧奨する。 ○特定健診実施機関における受診勧奨のためのリーフレットを作成し配布する。 ○特定保健指導につなげるために、事業所・健診機関からの事業者健診データ授受を推進する。 ○特定保健指導を支部直営、外部委託のバランスを考慮し、実施率拡大を目指す。 ○支部直営特定保健指導で、ＩＴ・メール支援などの選択肢を増やし、実施率の維持を目指す。 ○健診受診率・保健指導実施率向上のための健診案内・保健指導案内パンフレットを作成する。	

	円滑な実施を図る。 ○電話の保留音（メロディ）を健診受診勧奨用のメッセージに変え、健診の受診勧奨を行う。	
４．組織運営及び業務改革	○業務・システム刷新 ・平成２７年１月のサービスインに向けて、支部に設置したプロジェクトチームにより刷新に関連する作業を円滑に進め、スムーズな移行と早期定着を図る。 ○組織の適正な運営 ・評議会を基軸として、加入者・事業主の意見を反映した事業運営を行う。 ・事業計画進捗管理シートを基に支部会議において進捗状況を確認し、効率的・効果的な事業運営を行う。 ・マネージャー会議、リーダー会議、グループ会議を通じて内部統制、情報の共有化、グループ間の連携強化を図る。 ・研修やコンプライアンス委員会の開催により、コンプライアンスの遵守を徹底するとともに、セルフチェックシートを活用し職員への意識付けを図る。 ・研修を通じて個人情報保護や情報セキュリティ対策の重要性を周知し、個人情報保管状況チェック表により常時点検する。 ・発生したリスクの分析・対応や発生防止などリスク管理の体制整備を図る。 ○人材育成の推進 ・本部研修への職員派遣、及び研修後の伝達研修を実施する。 ・通信教育講座の斡旋を行う。 ○業務改革の推進 ・業務改革会議に参加し、支部としての業務改革・改善提案を行うとともに、参考となる事項は積極的に取り入れる。 ・発送業務等について、アウトソーシングを一層推進する。 ○経費の節減等の推進 ・調達や執行は調達審査委員会のもと適切に管理し、引き続き一般競争入札や企画競争入札、見積競争により経費削減を図るとともに、ホームページに調達結果を公表し透明性の確保を図る。 ・消耗品の在庫管理を行い、web 発注による経費節減を図る。 ・クールビズやウォームビズの継続実施により、電気料の削減等に努める。 ・コピー用紙や電気使用量などの主要品目の使用状況を職員に周知し、経費節減の意識向上を図る。	○組織の適正な運営 ・評議会を基軸として、加入者・事業主の意見を反映した事業運営を行う。 ・事業計画進捗管理シートを基に支部会議において進捗状況を確認し、効率的・効果的な事業運営を行う。 ・マネージャー会議、リーダー会議、グループ会議を通じて内部統制、情報の共有化、グループ間の連携強化を図る。 ・研修やコンプライアンス委員会の開催により、コンプライアンスの遵守を徹底するとともに、セルフチェックシートを活用し職員への意識付けを図る。 ・研修を通じて個人情報保護や情報セキュリティ対策の重要性を周知し、個人情報保管状況チェック表により常時点検する。 ・発生したリスクの分析・対応や発生防止などリスク管理の体制整備を図る。 ○人材育成の推進 ・本部研修への職員派遣、及び研修後の伝達研修を実施する。 ・通信教育講座の斡旋に努める。 ○業務改革の推進 ・業務改革会議に参加し、支部としての業務改革・改善提案を行うとともに、参考となる事項は積極的に取り入れる。 ○経費の節減等の推進 ・調達や執行は調達審査委員会のもと適切に管理し、引き続き一般競争入札や企画競争入札、見積競争により経費削減を図るとともに、ホームページに調達結果を公表し透明性の確保を図る。 ・消耗品の在庫管理を行い、web 発注による経費節減を図る。 ・コピー用紙や電気使用量などの主要品目の使用状況を職員に周知し、経費節減の意識向上を図る。